

議案第 10 号

木古内町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
制定について

木古内町乳幼児等の医療費助成に関する条例（昭和 48 年条例第 12 号）の一
部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 5 月 10 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町乳幼児等の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

木古内町乳幼児等の医療費助成に関する条例（昭和48年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

第10条中「第6条」を「第5条」に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする。

附 則

この条例は、令和6年8月1日から施行する。